

非常災害及び交通機関の運行に支障がある場合の措置について

1. 台風等の非常災害が予想される場合

- ① 泉州地区又は生徒各人の居住する地域において「特別警報（すべての種類。以下同じ）」・「暴風警報」（以下、「警報等」とする。）のいずれかが発表された場合
- ② 警報等が解除されたにも関わらず、JR阪和線が運転見合わせの場合
- ①、②のいずれかの場合、次のような措置をとる。

警報等の解除や 運転再開の時刻	通常授業の場合	短縮授業の場合	定期考査の場合
午前7時まで	平常通りの授業	平常通りの授業	定刻で実施
午前8時まで	3限目より授業	3限目より授業	10時30分より 1限目以降の考査を実施
午前10時まで	午後の授業	臨時休校	臨時休校
午前10時以降	臨時休校		考査最終日の翌日に実施

- ③ 警報等が解除されたにも関わらず、南海電鉄及び、泉北高速鉄道のみが運転見合わせの場合、次のような措置をとる。

運転再開の時刻	通常授業の場合	短縮授業の場合	定期考査の場合
午前7時まで	平常通りの授業	平常通りの授業	定刻で実施
午前8時まで	3限目より授業	3限目より授業	
午前8時以降			

(注1) 授業時間中に「特別警報」・「暴風警報」のいずれかが発表された場合、終業時刻の繰り上げ等適切な措置を講ずる。

(注2) 次のような災害等により一部の生徒が登校できなくなった場合、諸事情を勘案し、出欠の扱いは、原則として「停1」とする。また、当該生徒に対しては当日の授業内容について補講等の適切な措置をとることとする。

- ① 泉州地区の警報は解除されたが、登校途中の市町村の警報等が発表中の場合
- ② 警報等は解除されたが、登校途中の区間で公共交通機関が運転見合わせの場合
- ③ その他

2. 人身事故や局地的な大雨等によりJR阪和線、南海電鉄、泉北高速鉄道のいずれかが運転見合わせの場合

運転再開の見込時刻や生徒の登校状況により始業時刻を繰り下げる等の措置をとる。

3. その他

- ① 考査時は、特に、時間に余裕を持って登校するように指導する。
- ② 10分程度の遅れは定刻で実施する。
- ③ 遅延時間は、午前8時40分時点のJR信太山駅への電話確認による時間や生徒の登校状況をもとに判断し、繰り下げ時間等を決定する。
- ④ 遅刻等の出席記録は、延着証明で確認することを原則とする。延着証明がない場合は、事情確認のうえ配慮する。